

令和8年度

学校いじめ防止基本方針

札幌市立美しが丘小学校

★いじめ防止対策推進法より★

(学校いじめ防止基本方針)

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第22条 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

も く じ

はじめに

いじめ防止のための基本的な姿勢

1. 「いじめ」とは
2. いじめを未然に防止するために
 - 児童に対して
 - 教員に対して
 - 学校全体として
 - 保護者・地域に対して
3. 校内体制について
4. いじめの早期発見・早期対応について
 - 未然防止に向けて…「いじめは絶対に許されない！」
 - 早期発見に向けて…「変化に気づく」
 - 相談ができる…「誰にでも」
 - 早期の解決を…「傷口は小さいうちに」
5. いじめ対応の確実な実施について（対応マニュアル）
6. インターネット上のいじめの防止
7. 児童及び保護者、地域等への説明について
8. 「生命（いのち）の安全教育」について
9. 令和7年度いじめ状況等に関わる取組

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために、「美しが丘小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作る。
- 児童、教職員の人権感覚を高める。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深める。

1. 「いじめ」とは

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものである。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

成長の途上にある児童は、生の人間関係の葛藤の中で、自己への認識や他者理解を深めるのであり、自らの意志によって問題を克服できるように支援し社会性を培っていくことが、学校や家庭に求められているという認識に立って、対応していく。

2. いじめを未然に防止するために

<児童に対して>

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・分かる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であるといった、命の大切さを道徳の学習や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つよう、様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ぬふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。また、その際に知らせることは決して悪いことではなく必要なことであることも併せて指導する。

<教員に対して>

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・「いじめは決して許されない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ・児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や同僚への協力を求める意識をもつ。
- ・「いじめ」の未然防止、組織的早期対応について研修を行う。

<学校全体として>

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・いじめに関するアンケート調査を年2回実施し、結果から教育的予防と早期発見、早期対応を教職員全体の共通認識のもとに行う。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・校長が「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは全体に許されない」ということと、「いじめ」に気付いた時には、すぐに担任をはじめ周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ・「いじめ問題」に関する児童会としての取組を行う。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。

<保護者・地域に対して>

- ・「いじめ」は保護者が第一義的な責任を負うことや、このことから児童が発するサインに気付いたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校、家庭、地域の連携を深めることが大切であることを学校便り等で伝え、理解と協力をお願いする。

3. 校内体制について

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

- ・「いじめ防止対策委員会」を校内に設置する。構成は、校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、スクールカウンセラー、学年主任、スクールソーシャルワーカーとする。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の会議について

- ・定例の会議を月に1回開催し、いじめの認知や解消の件数及び認知した個別の対応状況を確認する。
- ・いじめの疑いを把握した場合は、出席可能な構成員のみで会議を開催し、速やかに対応する。
- ・いじめに係るアンケート実施後に、アンケート結果や面談等の内容について検討する。
- ・会議録を作成する。個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。

(3) 組織としての対応と判断

- 「いじめ見逃しゼロ」を徹底するために、認知及び解消については、担任などの個人に委ねず、組織で判断する。
- 国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至るまでの間、教職員による見守りを実施するとともに、被害児童生徒及び保護者との面談等を通じて、心身に苦痛を感じていないかを継続的に確認する。加えて、加害児童生徒の保護者に対しても、学校における状況等を共有し、保護者と連携して指導と見守りを行う。
- いじめの解消の判断は、事案対処後3か月をめどとして、被害児童及び保護者との面談による確認の結果を踏まえて、いじめ防止対策委員会において行う。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。ただし、この期間は、いじめの被害の重大性等を考慮し、学校の設置者又は、学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。
- ② 被害児童生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

- 複数の教職員がそれぞれ集めたいじめに関する情報は、ICTも活用し、組織において集約と共有を図る。アンケートの結果等についても、児童ごとに個別に情報をまとめるなどして、経年的に把握できるようにする。

(4) 学校の取組の評価について

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の成果検証を行うために、学校評価の項目にいじめ等の取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に関する項目を必ず位置付ける。
- 学校評価において目標の達成状況を評価し、取組の改善につなげる。

4. 「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応について

<未然防止にむけて…「いじめは絶対に許されない！」>

- 児童が自治的な活動を通して、いじめの問題について主体的に考え議論し、意見を述べ合う機会を設けるなど、互いを認め合う人間関係を育む。
- 養護教諭、SC、SSWと連携して、いじめや自殺関連行動に関する校内研修を実施する。

<早期発見にむけて…「変化に気付く」>

- 児童の様子を、担任をはじめとする多くの教員で見守り、気付いたことを共有する場を設けるなど学校として組織的に対応する。
- 様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声掛けを行い、児童に安心感をもたせる。
- アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みの把握に努め、ともに解

決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

- 児童の心の SOS を早期に把握するため、ICT を活用するとともに、養護教諭、SC、SSW も含めたすべての教職員が連携して、丁寧に児童の見守りを行う。

<相談ができる…「誰にでも」>

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- いじめられている児童や保護者からの訴えは親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、いじめ防止対策委員会を通して校内で情報を共有するようにする。

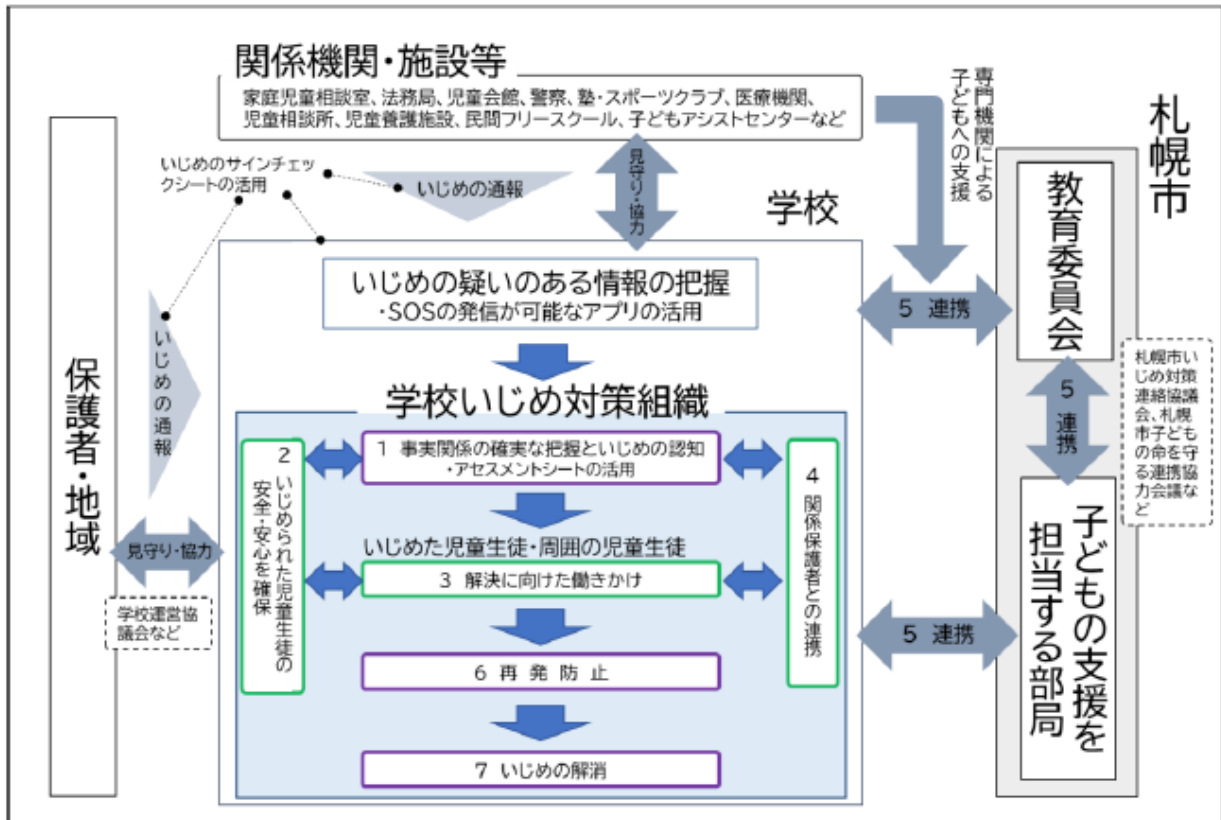
<早期の解決を…「小さいうちに」>

- 教員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけではなく、構造的に問題を捉える。

【取組の例】

項目	重点的な取組	取組内容
いじめの防止	話し合いを重視した授業の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 少人数グループや学級全体での話し合いを適宜取り入れる。 • 授業規律（他の発言の聴き方、発表の仕方など）を育む。
	いじめに向かわない態度の育成	<ul style="list-style-type: none"> • 児童会活動において、いじめ防止の標語を募集するなど、いじめを許さない環境づくりに向けた取組を行う。 • 特別の教科道徳の授業を要として、いじめの防止に向けた指導内容をプログラム化する。
いじめの早期発見	校内のパソコンネットワークの活用	<ul style="list-style-type: none"> • 各教職員が得た情報（気になる行為、噂等）を記入し指導担当者に提出する。担当者が毎朝、教職員専用パソコンの掲示板に掲載する。
	学校独自アンケートの実施	<ul style="list-style-type: none"> • 学校独自にいじめのアンケートを無記名で実施し、校内のいじめの実態を把握する。
いじめへの対処	迅速かつ組織的な対処の実施	<ul style="list-style-type: none"> • からかいなどがあれば、その場で必ず指導する。 • ささいなことでも過小評価せず、最低3名の教職員に相談する。 • 担任などが抱え込むことなく、組織でいじめの疑いのある情報や指導方針等を共有して対応する。

5. いじめ対応の確実な実施について（対処マニュアル）



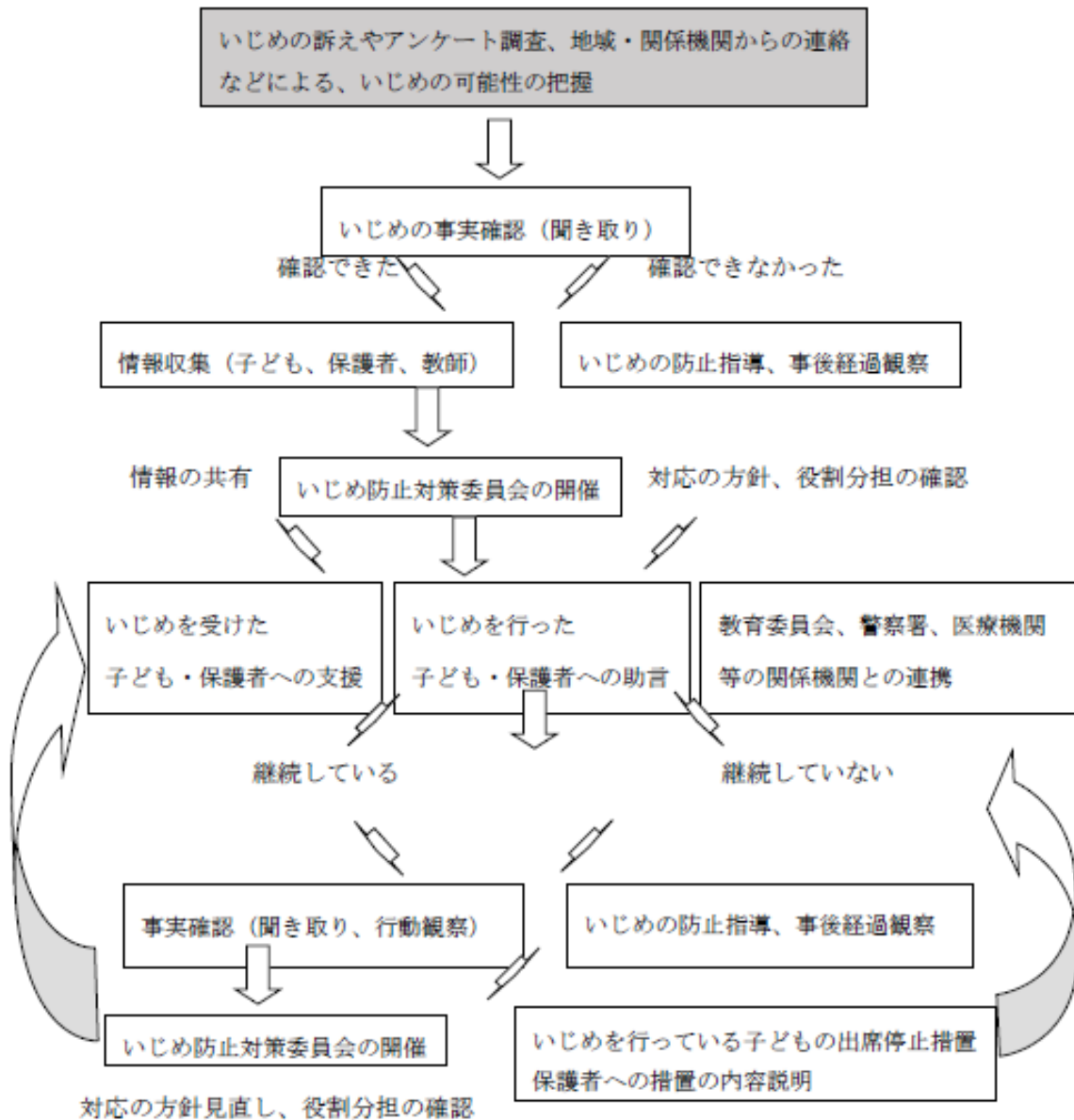
（1）組織的な対応について

- ・事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- ・教職員個人の差に寄らない、客観的ないじめの認知の判断と組織としての対応ができるよう、アセスメントシートを活用する。
- ・いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許されない」という姿勢で臨み、まずはいじめをすぐに止めさせる。
- ・いじめることが、相手を深く傷つけ、苦しめるということに気付かせるような指導を行う。
- ・いじめを行ってしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での指導や対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

（2）「いじめのサインチェックシート」「アセスメントシート」の活用

- ・「いじめのサインチェックシート」を活用し、早期にいじめの疑いを把握できるようにする。また、家庭及び児童会館など放課後や休日に子どもが活動する施設等に配布し情報を共有するなど、学校と家庭や地域、関係機関が一体となって、いじめに対処する仕組みづくりを進める。
- ・「いじめアセスメントシート」は学校における組織対応の経過等、進捗管理のために活用する。いじめの認知から解消の判断に至るまでの対応を記録し、組織における情報の共有や、対応方針の検討に活用する。このシートを保管し、進級・進学・転学の引継ぎの資料として活用する。

【フローチャート】



(3) 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- いじめの重大な事態発生時の対応等については、法に則して、札幌市教育委員会に指導、助言を求めて、学校として組織的に動く。

重大事態とは

- 児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。具体的には、次のようなケースなどが想定される。
 - 児童が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な損害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。

- 必要に応じて、警察等関係機関への連絡や相談を行い、連携しながら対応にあたる。
- 地域全体で、「いじめは絶対に許さない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

(4) 警察との連携について

- 児童の命や安全を守ることを最優先に、いじめが防犯行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(参考) いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱うべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めなければならない。

6. インターネット上のいじめの防止

- インターネット上に誹謗中傷を書き込むなどの行為は、取り返しのつかないことになることや、犯罪防止につながる可能性があることなど、ネット上のいじめ防止に関わる指導を行う。
- 情報モラル教育の推進に当たっては、「小中一貫した教育」のパートナー校及び家庭や地域と連携しながら、子どもの発達段階に応じた系統的な指導を行う。

7. 児童及び保護者、地域等への説明について

- 入学時及び各年度の開始時に、発達の段階に応じて方針を説明し、いじめについての理解を図り、いじめの防止等の取組を推進する。
- 学校説明会や懇談会、学校ホームページ等を通して、保護者や関係機関等に方針を説明し、いじめの定義や学校の取組に対しての共通理解を図り、連携・協働していじめの防止に当たる体制づくりを図る。

8. 「生命（いのち）の安全教育」について

(1) 「生命（いのち）の安全教育」の目的について

性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするために、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける。

(2) 「生命（いのち）の安全教育」の各段階におけるねらい

段階	ねらい（概要）
幼児期	幼児の発達段階に応じて自分と相手の体を大切にできるようになっていく。
小学校	低中学年 自分と相手の体を大切にすることを身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
	高学年 自分と相手の心と体を大切にすることを理解し、よりよい人間関係を構築する態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力の被害に遭ったとき等に、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
中学校	性暴力に関する正しい知識を持ち、性暴力が起きないようにするための考え方・態度を身に付けることができるようにする。また、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
高等学校	性暴力に関する現状を理解し、正しい知識を持つことができるようにする。また、性暴力が起きないようにするために自ら考え行動しようとする態度や、性暴力が起きたとき等に適切に対応する力を身に付けることができるようにする。
特別支援	被害・加害児童生徒等が、性暴力について正しく理解し、適切に対応する力を身に付けることができるようにする。

(3) 各段階における指導内容

年齢	幼児期			小学校						中学校			高校						
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18				
指導内容	自他の尊重	→																	
	水着で隠れる部分	→																	
	SNSの危険性																		
	性暴力について																		
	デートDV																		
	JKビジネス																		
	セクシャルハラスメント																		

(4) 教材「生命（いのち）の安全教育」の使用について

児童生徒の発達段階や学校の状況を踏まえ、体育科、保健体育科や特別活動を含む教育課程内外の様々な活動を通じて 本教材 の 活用を 図ること。各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するよう留意すること。また、指導に当たっては、教材の一部を 取り出して 活用することも 検討すること。

※例：水泳の学習において 生命（いのち）の安全教育 の 動画教材「じぶんだけのだいじなところ」を活用 する など

(5) 「生命（いのち）の安全教育」の指導計画

小学校	自他の尊重	プライベートゾーン	SNSの危険性
低中学年	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の尊さやすばらしさを 知ろう（特別活動） ・自分や友達を守る力を育てよう（体育科、特別活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・生命の尊さやすばらしさを 知ろう（特別活動） ・自分や友達を守る力を育てよう（体育科、特別活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自分や友達を守る力を育てよう（体育科、特別活動）
高学年	<ul style="list-style-type: none"> ・中学進学に向けて、改めて 距離感について学ぼう（特別活動） ・自分を大切にすることを学ぼう（特別活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学進学に向けて、改めて 距離感について学ぼう（特別活動） ・自分を大切にすることを学ぼう（特別活動） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学進学に向けて、改めて 距離感について学ぼう（特別活動） ・自分や友達を守る力を育てよう（体育科、特別活動）

1 学期	水泳学習にあわせたプライベートゾーンの指導	<ul style="list-style-type: none"> ○ネットモラル週間（7月） ○SNSに関する資料による啓蒙（CYBER NEWS 等） ○ネットモラル週間（12月） ○懇談会等で保護者への啓蒙
2 学期	命の大切さを見直す月間（8・9月） 道徳の時間：命に関わる教材	
3 学期	保健指導（学級活動）いのちに関する指導	

(6) 参考資料

- ・ 性犯罪・性暴力の強化について
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- ・ 生命（いのち）の安全教育
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html
- ・ 令和5年度「生命（いのち）の安全教育」の取組に関する参考事例集
https://www.mext.go.jp/content/20241029-mxt_kyousei02-000014005_1.pdf



【担当】

<生命（いのち）の安全教育について>

児童生徒担当課 学校相談支援担当係

211-3861

<教育課程編成について>

教育課程担当課 義務教育担当係

211-3891

令和8年度

札幌市立美しが丘小学校 いじめ状況等に関する取組

1 学期	4月	【個人懇談】 ・学校いじめ基本方針の共通理解 ・児童・保護者・地域への説明 ・「いじめは決して許されない」風土づくり	共有	○定例会議
	5月	【いじめに関する調査】(学校独自) ・児童の人間関係の把握 ・早い段階での悩みの解決 ・学級の見とり	把握	□対応措置必要児童の把握 □[報告用紙1]作成 ○定例会議 ○アンケート後の対応会議
	6月	【日常の対応】 ・調査から児童への関わり、保護者への連絡 ・いじめ、困りの解消と対応	対応	○定例会議
	7月	【日常の対応】 ・その後の児童の様子を把握 ・いじめへの対応 ・学校生活への不安や悩みを受け止める ・夏休みに向けた命を大切にす指導	対応	○定例会議 <u>□いじめ状況報告書作成</u> 4月～7月分
2 学期	8月	【命の大切さを見直す月間】 ・道徳の学習→命にかかわる教材 ・児童会等の自治的な取組 ・学級指導等	指導	○定例会議 ○中間評価による成果と課題
	9月			○定例会議
	10月	【個人懇談】 ・学校、家庭での児童の様子の共有 ・学校生活への不安や悩みを受け止める	把握	○定例会議
	11月	【市教委：いじめ・悩み調査】 ・悩みや困りを受け止める個別面談 ・保護者への連絡・対応 【日常の対応】 ・聞き取りから児童への関わり、 ・保護者への連絡	把握 対応	<u>□札幌市いじめ・悩み調査</u> □[報告用紙1]作成 □市教委提出文書作成 ○定例会議 ○アンケート後の対応会議
	12月	【日常の対応】 ・その後の児童の様子を把握 ・いじめへの対応 ・学校生活への不安や悩みを受け止める ・冬休みに向けた命を大切にす指導	共有	○定例会議 <u>□いじめ状況報告書作成</u> 8月～12月分
3 学期	1月	【日常の対応】 ・児童の様子を把握 ・いじめ、困りの解消と対応の継続	対応	○定例会議 ○学校評価による成果と課題 ○定例会議
	2月			○定例会議
	3月	【次年度への引継ぎ】	共有	○定例会議 <u>□いじめ状況報告書作成</u> 1月～3月分